



高齢者・障がい者福祉サービスについてお知らせします。申請手続き等詳しくは、高齢障害課高齢福祉係までお問い合わせください。

## ●緊急通報システム

日常生活に不安のある次の①～③の在宅の人に対し、安心安全で自立した生活ができるように緊急通報システムをお貸しします。

- ①ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人
- ②ひとり暮らしの障がい者や障がい者のみの世帯の人
- ③日中独居となる高齢者

※所得に応じて、利用者負担が必要な場合があります。



▲もしものときには緊急通報システムを使って連絡ができます。

離れた部屋でも使えるペンダント型もついています。▼



## ●日常支援型給食サービス

日常生活に不安のある次の①～②の在宅の人に対し、昼食を配達することで、安否の確認を行います。配達は、毎週月曜日から金曜日までの指定された日に行います。

- ①ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人
- ②ひとり暮らしの障がい者や障がい者のみの世帯の人

※利用者負担が必要となります。

## ●施設入浴サービス

在宅の寝たきり高齢者や重度障がい者で、家庭での入浴が困難な人は、市の指定した特別養護老人ホーム等で入浴サービスを利用することができます。

※利用者負担が必要となります。

## ●福祉電話

在宅のひとり暮らしの高齢者や外出困難な重度障がい者等の孤独感を和らげるとともに、安否確認やコミュニケーションおよび緊急連絡の手段の確保を図るため電話を貸与して、その基本料金を助成します。(所得制限があります。)



## オストメイト対応 設備を設置しました

このたび、市庁舎1階の多目的トイレを一部改修し、オストメイト対応の設備を設置しました。

汚物用流し、温水シャワー等があります。お気軽にご利用ください。